

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年2月 20 日答申分

○答申の概要

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国 民 年 金 関 係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 4件 |
| 厚生年金保険関係 | 4件 |

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1600279 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 1600064 号

第1 結論

平成 17 年 10 月から平成 18 年 11 月までの請求期間、平成 19 年 6 月から同年 8 月までの請求期間及び平成 21 年 4 月から平成 23 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 10 月から平成 18 年 11 月まで
② 平成 19 年 6 月から同年 8 月まで
③ 平成 21 年 4 月から平成 23 年 3 月まで

請求期間①、②及び③について、私は、国民年金保険料を納付していたが、平成 18 年 3 月に A 社会保険事務所（当時）から、障害基礎年金の年金証書とともに、同年金の受給権者は国民年金保険料の納付が免除されるので、住所地の市町村役場において免除の手続を行つてほしい旨の文書が送付されてきた。しかし、免除ではなく、引き続き国民年金保険料を納付したいと考えており、B 県 C 市役所にその旨を確認したところ、納付を続けるのであれば免除手続は不要との説明があったので、そのまま、請求期間①の国民年金保険料を口座振替で納付し、請求期間②及び③についても、再加入手続後に同様に納付した。

ところが、平成 28 年 4 月に、C 市役所において国民年金の再加入手続を行った際、請求期間①、②及び③について、i) 障害基礎年金の受給期間であり、国民年金保険料は免除となるため届出が必要であること、ii) 納付済みの国民年金保険料は還付されること、iii) 免除期間を納付済期間にするためには、追納制度を利用すること等の説明を受け、免除の届出を行つたが、10 年を超える期間については追納することができない。

請求期間①、②及び③について、保険料納付済期間とするために、これまで納付してきたので、国民年金保険料を還付せずに、国民年金保険料の納付済期間に戻してほしい。

第3 判断の理由

国民年金法において、国民年金被保険者が障害基礎年金の受給権者となった期間等について、届出により国民年金保険料の納付を免除する旨（保険料の法定免除）、また、当該免除期間に係る国民年金保険料について、10 年以内に追納申込みを行い、承認を受けて追納することができる旨（保険料の追納）、それぞれ規定されている。

請求者について、オンライン記録によると、平成 17 年 10 月 16 日に障害基礎年金の受給権を取得（平成 18 年 3 月 23 日裁定）し、平成 28 年 4 月 8 日に請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料免除理由該当届（以下「免除理由該当届」という。）が提出されたことにより、当該期間を法定免除期間とする処理が行われ、納付済みであった当該期間に係る国民年金保険料が過誤納金として還付決議されているが、これらの処理は、同年 4 月において、当該期間に遡及して行われたものであり、当該処理が行われるまでは、当該期間は、全て国民年金保険料の納付済期間であったことが確認できる。

また、請求者は、A 社会保険事務所から、免除の手続を行うよう文書が送付されてきたが、

C市の職員に、国民年金保険料の納付を希望する旨申し出た上で、当該期間の国民年金保険料を納付した旨主張しており、資料として、「年金証書の送付について」と題したA社会保険事務所名の文書及びC市の封筒を利用したメモを提出しているところ、当該文書を見ると、障害年金の受給により免除の届出を促す内容が印刷されており、その余白には、平成18年4月24日の日付とともに、同市の職員に、当該届出及び国民年金保険料の納付に関する照会を行った旨が記載されている上、同市の封筒を見ると、「現在納めている保険料は今後も納めていく」等、障害基礎年金の受給に当たり、国民年金保険料の納付を継続する意志を当該職員に示していたことがうかがえる内容が記載されており、請求者の主張には信憑性がある。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③当時において、免除理由該当届を提出し、追納申込みを行っていたならば、承認を受け、追納が可能であったものと考えられ、前述の事情を踏まえると、制度上、法定免除となる当該期間について、請求者は、国民年金法に規定されている追納申込みを行い、国民年金保険料を納付していたものとみなすことが妥当である。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1600442 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1600197 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 11 月 21 日から昭和 63 年 7 月頃まで
② 昭和 63 年 7 月頃から平成 5 年 4 月 1 日まで

請求期間①についてはA社に勤務し、請求期間②についてはB社に勤務したが、当該各期間について、厚生年金保険被保険者記録がない。両社では、いずれも、C職として、請負契約ではなく直接雇用されており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該各期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、当時のA社の事業主の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の記録及び商業登記の記録によると、A社は、平成元年 3 月 27 日にD社に商号変更後、平成 21 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①当時は適用事業所ではない。

また、前述の事業主は、「当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、従業員に係る厚生年金保険の資格の取得や喪失の届出は行っておらず、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険加入記録は見当たらない。

加えて、請求者は請求期間①当時の同僚の名前を記憶していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び保険料控除について、同僚に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、当時のB社の事業主及び同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、「資料はないが、控除していない。」旨陳述している。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に記録がある複数の従業員が請求者を記憶していたが、これらの者から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1600281 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1600198 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日まで

A社における定年退職辞令及び当時の就業規則から、定年退職日は平成 10 年 * 月 * 日であるにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている。このことについて、A社は、当時は退職日を資格喪失日として取り扱っていたと回答しているが、社会保険の資格喪失日は退職日の翌日となるので、資格喪失日を平成 10 年 * 月 * 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された定年退職に係る辞令書の発令日及びA社から提出された請求者に係る労働者名簿における退職日は、いずれも平成 10 年 * 月 * 日である上、請求期間当時の同社における就業規則において、「定年は満 60 歳とし、誕生日をもって退職とする。」と記されている。

しかし、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、A社は、「控除していない」と回答しており、同社の担当者は、「請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成 10 年 * 月 * 日で提出しているので、控除していない。」旨陳述している上、請求者に係る雇用保険の記録によると、一般被保険者としての離職年月日は平成 10 年 * 月 * 日、短時間労働被保険者としての資格取得年月日は平成 10 年 * 月 * 日である。

また、A社において、請求者と同様に、満 60 歳の誕生日が月の末日であり、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者から、定年退職時のものとする給与明細書が提出されているところ、当該明細書から、満 60 歳の誕生日の属する月に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、A社は、請求期間当時の定年退職者の取扱いについて、i) 定年退職者の最終在籍日については、「満 60 歳の誕生日の前日」、ii) 満 60 歳の誕生日（辞令日）が勤務を要する日か否かについては、「勤務を要しない日である」、iii) 满 60 歳の誕生日（辞令日）が給与の支給対象となる日か否かについては、「給与の支給対象となる日ではない。退職日の前日までを在籍期間として 在籍期間 ÷ 退職月暦日数の日割計算を実施していました。」とそれぞれ回答している。

加えて、前述のとおり、A社は、「満 60 歳の誕生日（辞令日）は勤務を要しない日である。」と回答している一方、同社において、請求者と同様に、満 60 歳の誕生日が月の末日であり、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の者が、「定年退職の辞令日は満 60 歳の誕生日であった。辞令日まで勤務していた。」と回答していることから、再度、満 60 歳の誕生日の勤務の取扱いについて同社に照会したところ、「勤務を要しない日であり、会社として関与いたしません。」と回答している。

なお、前述の就業規則における「定年は満 60 歳とし、誕生日をもって退職とする。」との記載の意味について、A 社は、「誕生日の前日を最終在籍日とし、誕生日には在籍していません。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者としての勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：近畿（受）第 1600451 号
厚生局事案番号：近畿（厚）第 1600199 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 29 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 6 年 11 月頃から平成 11 年 6 月頃まで

平成 6 年 11 月頃、A 社に勤務していた知人の紹介で、同社にパート社員として入社し、関連会社の B 社に移ることになった平成 11 年 6 月頃まで勤務したが、A 社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A 社の回答、請求期間当時の代表取締役（以下「元代表取締役」という。）二人の回答、複数の同僚の回答・陳述、雇用保険の記録、同僚から提出された社員旅行の写真及び請求者から提出された貯金通帳から判断すると、請求者が、平成 6 年 11 月頃から平成 11 年 6 月 20 日までの期間において、同社にパート社員として勤務していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされている。

しかし、A 社及び元代表取締役二人は、「請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したと思われる。」旨それぞれ回答しているところ、同社の回答書には「資料が現存せず、元代表取締役二人の記憶によるものである。」旨記載されており、元代表取締役二人のうち、請求期間当時、実務を取り仕切っていたとする者は、前述の控除したと思われる旨の回答について、「恐らくそうであろうというだけで、証拠はない。」旨陳述していることから、同社及び元代表取締役二人の回答から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除を推認することができない。

また、請求者は、A 社においてパート社員であったと陳述しているところ、パート社員として入社し、その後に正社員となったとする者は、「パート社員の間は、厚生年金保険に加入しておらず、正社員になってから厚生年金保険に加入した。パート社員の間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している上、複数の者が請求者を記憶していたが、これらの者から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1600438 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1600200 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 8 年 8 月 1 日から平成 20 年 11 月 1 日まで
② 平成 20 年 11 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、被保険者記録が無い。給料明細書により、当該期間においてA社に勤務していたことが分かることで、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②について、給料明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給料明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者が、請求期間①において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、年金事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険新規適用届及びオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 20 年 11 月 1 日であり、同社は、請求期間①において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、前述の給料明細書及び賃金台帳において、請求者は請求期間①に係る給与から厚生年金保険料を控除されていない上、A社は、「請求者の給与から請求期間①に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

さらに、請求期間①においてA社に勤務していたとする元同僚は、「A社より支給された給与から厚生年金保険料を控除されたことがない。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

請求期間②について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を

認定することになる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額の認定に当たっては、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額の双方を確認又は推認する必要があるところ、前述の給料明細書及び賃金台帳により、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除しておらず、徴収もしていない。」旨回答している。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。